

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年5月15日
【四半期会計期間】	第12期第1四半期(自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)
【会社名】	Recovery International株式会社
【英訳名】	Recovery International Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柴田 旬也
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿六丁目16番12号
【電話番号】	03-5990-5882(代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理部部長 高橋 正人
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿六丁目16番12号
【電話番号】	03-5990-5882(代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理部部長 高橋 正人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 第1四半期累計期間	第12期 第1四半期累計期間	第11期
会計期間	自 2023年1月1日 至 2023年3月31日	自 2024年1月1日 至 2024年3月31日	自 2023年1月1日 至 2023年12月31日
売上高 (千円)	376,546	441,996	1,605,016
経常利益 (千円)	58,053	40,115	153,557
四半期(当期)純利益 (千円)	39,148	26,500	110,138
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	203,544	203,544	203,544
発行済株式総数 (株)	1,414,000	1,414,000	1,414,000
純資産額 (千円)	583,842	681,238	654,738
総資産額 (千円)	783,920	914,431	901,385
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	27.69	18.74	77.90
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	27.55	18.37	76.31
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	74.5	74.5	72.6

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

3. 1株当たり配当額については、当社は配当を実施しておりませんので、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国の経済は、コロナ禍からの経済正常化の動きにより、景気は緩やかな持ち直しが見られるものの、円安の進行や消費者物価の上昇などもあり、先行き不透明な状況が続いております。一方で、当社が属する訪問看護業界においては、団塊の世代が75歳以上となる「2025年問題」を見据えて、高齢者の病気や障害があっても安心できる高度な医療・介護へのニーズ、また住み慣れた地域で暮らしたいという在宅医療へのニーズに応えることができる体制を構築することが急務となっております。

このような状況のもと、当社は「もう一人のあたたかい家族として在宅生活の安心を届け地域社会へ貢献します」という企業理念のもと、利用者様に寄り添った訪問看護をより多くの方に享受いただけるよう、人材確保と新規拠点開設に取り組んでおります。

当第1四半期累計期間においては、収益性の向上、人材確保に注力するとともに、新規拠点の開設準備をいたしました。

この結果、当第1四半期累計期間の業績は、売上高441,996千円（前年同期比17.4%増）となりました。営業利益は40,000千円（前年同期比30.5%減）、経常利益は40,115千円（前年同期比30.9%減）となり、四半期純利益は26,500千円（前年同期比32.3%減）となりました。

なお、当社は訪問看護サービス事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の業績の記載をしておりません。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当第1四半期会計期間末における流動資産は862,162千円(前事業年度末残高856,879千円)となり、前事業年度末に比べ5,283千円増加いたしました。これは主に、売掛金が9,696千円増加した一方で、前払費用が2,681千円減少したことによるものであります。

(固定資産)

当第1四半期会計期間末における固定資産は52,268千円(前事業年度末残高44,505千円)となり、前事業年度末に比べ7,762千円増加いたしました。これは主に、新規拠点開設に伴い差入保証金が2,338千円増加したこと、繰延税金資産が4,592千円増加したことによるものであります。

(流動負債)

当第1四半期会計期間末における流動負債は202,304千円(前事業年度末残高220,023千円)となり、前事業年度末に比べ17,719千円減少いたしました。これは主に、賞与引当金が18,978千円増加した一方で、未払費用が14,258千円、未払法人税等が10,231千円、1年内返済予定の長期借入金が5,499千円、預り金が4,472千円減少したことによるものであります。

(固定負債)

当第1四半期会計期間末における固定負債は30,887千円(前事業年度末残高26,623千円)となり、前事業年度末に比べ4,264千円増加いたしました。これは主に、退職給付引当金が4,034千円増加したことによるものであります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産は681,238千円(前事業年度末残高654,738千円)となり、前事業年度末に比べ26,500千円増加いたしました。これは主に、四半期純利益の計上により利益剰余金が増加したことによるものであります。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

当第1四半期累計期間において、研究開発活動について特記すべき事項はありません。

(7) 従業員数

当第1四半期累計期間において、重要な変動はありません。

(8) 経営成績に重要な影響を与える要因

当第1四半期累計期間において、経営成績に重要な影響を与える要因について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	5,000,000
計	5,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2024年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2024年5月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,414,000	1,414,000	東京証券取引所 グロース市場	単元株式数100株
計	1,414,000	1,414,000	-	-

(注) 提出日現在の発行数には、2024年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年3月31日	-	1,414,000	-	203,544	-	189,544

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2023年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2024年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,411,500	14,115	-
単元未満株式	普通株式 2,400	-	-
発行済株式総数	1,414,000	-	-
総株主の議決権	-	14,115	-

(注) 単元未満株式には、当社所有の自己株式2株が含まれております。

【自己株式等】

2024年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対す る所有株式 数の割合 (%)
(自己保有株式) Recovery International株式会社	東京都新宿区西新宿 六丁目16番12号	100	-	100	0.00
計	-	100	-	100	0.00

(注) 上記の他に単元未満株式の買取請求による自己株式を2株保有しております。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2024年1月1日から2024年3月31日まで)及び第1四半期累計期間(2024年1月1日から2024年3月31日まで)に係る四半期財務諸表について、監査法人A&Aパートナーズによる四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当第1四半期会計期間 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	524,103	524,524
売掛金	310,558	320,255
前払費用	17,686	15,005
その他	4,897	2,756
貸倒引当金	367	378
流動資産合計	856,879	862,162
固定資産		
有形固定資産	4,777	4,870
無形固定資産	1,029	986
投資その他の資産	38,699	46,411
固定資産合計	44,505	52,268
資産合計	901,385	914,431
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	17,350	11,851
未払金	26,724	24,739
未払費用	106,596	92,338
未払法人税等	32,166	21,935
未払消費税等	588	337
預り金	35,997	31,524
賞与引当金	-	18,978
その他	601	601
流動負債合計	220,023	202,304
固定負債		
退職給付引当金	22,709	26,744
資産除去債務	3,913	4,143
固定負債合計	26,623	30,887
負債合計	246,646	233,192
純資産の部		
株主資本		
資本金	203,544	203,544
資本剰余金	189,544	189,544
利益剰余金	261,880	288,380
自己株式	229	229
株主資本合計	654,738	681,238
純資産合計	654,738	681,238
負債純資産合計	901,385	914,431

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自2023年1月1日 至2023年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自2024年1月1日 至2024年3月31日)
売上高	376,546	441,996
売上原価	219,332	256,827
売上総利益	157,213	185,169
販売費及び一般管理費	99,693	145,168
営業利益	57,520	40,000
営業外収益		
助成金収入	563	350
その他	87	59
営業外収益合計	650	409
営業外費用		
支払利息	116	38
支払補償費	-	204
その他	0	51
営業外費用合計	117	294
経常利益	58,053	40,115
税引前四半期純利益	58,053	40,115
法人税、住民税及び事業税	21,810	18,208
法人税等調整額	2,905	4,592
法人税等合計	18,904	13,615
四半期純利益	39,148	26,500

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

偶発債務

重要な訴訟事件

当社は、食物誤嚥による窒息で死亡した元利用者の遺族から2019年4月に、損害賠償金及び慰謝料の合計110百万円超の支払いを求めた訴訟を提起されておりましたが、2022年10月17日、東京地方裁判所は判決を言い渡し、原告の請求は棄却されました。

本判決に対し、元利用者の遺族は2022年10月21日に、東京高等裁判所へ控訴を提起しておりましたが、2023年9月14日、東京高等裁判所は判決を言い渡し、控訴人の請求は棄却されました。

なお、本第2審の判決を不服として、元利用者の遺族より最高裁判所に対し、一部の損害に限定して57百万円超の上告提起及び上告受理の申立がなされ、現在、最高裁判所の判断待ちの状況であります。

本案件について検討した結果、現時点で将来発生した場合の債務の金額を合理的に見積もることができないため、当該偶発債務に係る損失について引当金は計上しておりません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自2023年1月1日 至2023年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自2024年1月1日 至2024年3月31日)
減価償却費	1,208千円	819千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2023年1月1日 至 2023年3月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 2023年1月1日 至2023年3月31日)

当社は、訪問看護サービス事業のみの単一セグメントであり、重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当第1四半期累計期間(自 2024年1月1日 至2024年3月31日)

当社は、訪問看護サービス事業のみの単一セグメントであり、重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

当社は、訪問看護サービス事業のみの単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自2023年1月1日 至2023年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自2024年1月1日 至2024年3月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益	27.69円	18.74円
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	39,148	26,500
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	39,148	26,500
普通株式の期中平均株式数(株)	1,413,945	1,413,898
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	27.55円	18.37円
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	6,992	28,648
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年5月13日

Recovery International株式会社
取締役会御中

監査法人A & Aパートナーズ

東京都中央区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮之原 大 輔

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松 本 浩 幸

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているRecovery International株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第12期事業年度の第1四半期会計期間（2024年1月1日から2024年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（2024年1月1日から2024年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、Recovery International株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。